

盛岡市歴史的町家展示交流館条例施行規則別表に係る利用料金

区分		使用料	
		単位	金額
舞台設備	スクリーン	1 張	880 円
	演台	1 式	260 円
	めくり台	1 台	130 円
	司会台	1 台	130 円
	平台	1 枚	130 円
	舞台増設に係る平台 (10 枚以上)	1 式	1,200 円
照明設備	ローアホリゾントライト	1 列	260 円
	ボーダーライト	1 列	390 円
	基本照明 A	1 式	1,100 円
	基本照明 B	1 式	2,200 円
	スポットライト	1 台	130 円
音響装置	拡声装置 (マイクロホン 2 本付き)	1 式	1,100 円
	コンパクトディスクプレーヤー	1 台	390 円
	マイクロホン	1 本	390 円
	ワイヤレスマイクロホン送受信機	1 チャンネル	650 円
映像装置	ビデオプロジェクター	1 台	1,300 円
	ブルーレイディスクプレーヤー	1 台	390 円
	モニターテレビ	1 台	260 円
その他	レーザーポインター	1 台	130 円
	持込機器に係る電気使用	1 キロワットまで ごとに	100 円

備考

- 午前 9 時から午後 5 時まで又は午後 1 時から午後 9 時 30 分まで使用する場合の利用料金の額は表に掲げる額に 2 を乗じて得た額とし、午前 9 時から午後 9 時 30 分まで使用する場合の利用料金の額は表に掲げる額に 3 を乗じて得た額とする。
- 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合の利用料金の額は、この表により算定した額に、その越える時間 3 時間までごとに表に掲げる額を加算した額とする。この場合において、使用時間に、30 分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30 分以上の端数があるときはこれを 1 時間に切り上げるものとする。
- 実際に使用しない専ら準備、撤去若しくは練習のために使用する区分においてはこれら附属の設備の利用料金を徴収しない。